

成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、「成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱」(平成30年3月23日成田市告示第40号。以下「要綱」という。)の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の手續き等)

第2条 要綱第5条に規定する事前協議書(第1号様式)には、次に掲げる書類を添付し、正本及び副本を市長に提出するものとする。

- (1)葬祭場等設置計画概要書
- (2)案内図
- (3)敷地求積図
- (4)配置図
- (5)各階平面図・立面図・断面図
- (6)管理運営関係書類
- (7)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の事前協議書が提出された場合は、次に掲げる課に意見を求めるものとする。

- (1)交通防犯課
- (2)環境対策課
- (3)商工振興企業立地課
- (4)建築住宅課
- (5)都市計画課
- (6)予防課
- (7)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める課

3 要綱第5条第2項第3号のその他良好な住環境の形成のために必要な事項は、説明会等の際、近隣関係住民等から寄せられた意見に対し事業者が対応した内容等とする。

4 要綱第6条の規定により締結する協定書の締結時期は、要綱第8条第2項の規定に基づく報告書の提出後、かつ、建築基準法に基づく建築確認申請、許可(建築基準関係規定によるものを含む。)又は認定申請の手續が必要な場合は、その手續を行う前とする。

(標識の設置場所)

第3条 要綱第7条第1項に規定する標識(以下「標識」という。)は、葬祭場等の敷地において道路(敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路)に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1mとなるよう設置するものとする。

(標識の設置方法等)

第4条 標識は、風雨等により容易に破損又は倒壊をしない方法で設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように維持管理するものとする。

(標識の記載事項の変更)

第5条 要綱第12条第1項に規定する計画変更届を提出したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正し、標識設置・変更届(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(計画変更を要しない軽微な変更)

第6条 要綱第12条第2項に規定する周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものは、要綱第5条第2項に規定する事前の協議を必要とする事項以外の変更であつて、次に掲げるものとする。

- (1)敷地面積が減少する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地以外の部分が増える場合を除く。)
- (2)葬祭場等の高さが減少する場合における葬祭場等の高さの変更
- (3)葬祭場等の階数が減少する場合における葬祭場等の階数の変更
- (4)葬祭場等の用に供する部分の建築面積が減少する場合における建築面積の変更
- (5)葬祭場等の用に供する部分の床面積の合計が減少する場合における床面積の変更
- (6)前各号に掲げるもののほか、市長が軽微であると認める変更

附 則

この運用基準は平成30年3月30日から施行する。

附 則

この運用基準は令和6年4月1日から施行する。